仕 様 書

1 件名

令和8年度練馬区立施設廃棄物収集運搬委託(単価契約)(B地域)

2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

練馬区内の区立施設(詳細は「区立施設一覧表」資料1別紙1のとおり。) ※区立施設一覧表は施設数の増減等により変更となる場合がある。

4 委託条件

委託する廃棄物の種類の「練馬区一般廃棄物収集運搬業」および「東京都産業廃棄物収集運搬業」の許可を受けている者。

5 廃棄物収集運搬委託に係る共通事項

(1) 法令等の遵守

- ア 受託者は本契約の履行にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。 関連する政令および省令を含む。以下「法令等」という。)を遵守すること。
- イ 受託者は、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、道路交通法その他関係法令 を遵守して業務を行うこと。
- ウ 受託者は本契約の履行にあたり、環境関係法令を遵守するとともに、環境負荷の低減に努める こと。
- エ 練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例(平成 11 年条例第 56 号。関連する規則を含む。 以下「条例等」という。)を遵守すること。

(2) 安全対策

- ア 本契約の履行にあたり、区民等に対する安全対策に留意すること。
- イ 本契約の履行にあたり、交通安全を含め、安全対策には細心の注意を払い、事故のないように 努めること。
- ウ 受託者は、従事者に対して、安全衛生の指導管理を徹底させること。
- (3) 収集日の設定および収集ルートの作成
 - ア 収集日は、「収集日一覧」(別紙2のとおり)のとおり。なお、日曜日、祝日および年末年始は収集しない。また、区立保育園の収集日は、月曜日、木曜日、土曜日とする。

ただし、これによりがたい場合は双方協議のうえ、対応するための措置を講じること。

イ 受託者は、委託者から提供される区立施設一覧表、収集日一覧に基づき、履行場所から発生する廃棄物のうち、本委託により処理する一般廃棄物および産業廃棄物を効率的に収集できる収集 ルートを作成すること。

- ウ 廃棄物の収集日は、履行場所の休館日とならないように設定すること。
- エ 履行場所における一般廃棄物および産業廃棄物の収集日ならびに作成した収集ルートは、事前 に委託者の了承を得ること。

(4) 収集運搬作業および収集時間等

- ア 受託者は、設定した収集日に、該当しているすべての履行場所について、一般廃棄物および産業廃棄物の収集運搬作業を行い完了すること。
- イ やむを得ない事情による各施設からの収集時間に関する要望には、本契約の履行に支障のない 範囲において、可能な限り対応すること。
- ウ 年末年始や各施設が行う事業などにより、一時的に通常を上回る廃棄物の排出が見込まれる場合は、協議のうえ、収集運搬作業に対応するための措置を講じること。
- エ 委託者からの連絡により、履行場所の追加、移転、廃止等があった場合は、協議のうえ、随時 対応すること。

(5) 収集運搬作業従事者の注意

- ア ユニホームなど適正な作業着を着用し、区民等に疑義や不快の念を持たれるような服装および 行動をしないこと。
- イ 作業着は、清潔なものを着用するように努めること。
- ウ 受託社名および収集運搬作業従事者名が明記された名札を必ず携帯すること。
- エ 乱暴な作業をしないこと。
- オ 区民等に対して乱暴な言動をしないこと。
- カ 不要な騒音を出さないようにすること。
- キ 運転手は、乗車前後にアルコールチェックを行うこと。

(6) 収集運搬作業時の注意

- ア 受託者は、一般廃棄物と産業廃棄物とを混載してはならない。
- イ 履行場所ごとに定める排出場所に置かれた一般廃棄物および産業廃棄物を、原則として施設職 員等(以下「職員等」という。)の立会いのもとで計量すること。
- ウ 履行場所から排出される一般廃棄物および産業廃棄物の分別が、当該廃棄物を収集運搬するに あたり、法令等および条例等に照らし不適切である場合、また、各廃棄物の搬入先となる処理施 設の運営に支障を来たす恐れがある場合は、職員等に説明を行ったうえで取り残しをすること。 なお、その旨を速やかに委託者に報告すること。
- エ 受託者は、一般廃棄物および産業廃棄物が排出されない場合でも収集ルートを巡回し、排出の 有無を確認すること。ただし、委託者から直接連絡を受けた場合はこの限りではない。

(7) 一般廃棄物および産業廃棄物の収集漏れ

- ア 受託者は、履行場所からの一般廃棄物および産業廃棄物の収集漏れがあった場合は、速やかに 委託者に報告するとともに、遅滞なく収集を行うなどの対応をとること。
- イ 受託者は、履行場所からの一般廃棄物および産業廃棄物の収集漏れを収集した場合は、速やか に委託者に報告しなければならない。

(8) 使用する車両

ア 使用する運搬車は法令等の運搬基準を遵守する構造であるとともに、本契約の履行に応じた車

両を使用すること。

- イ 使用する運搬車にドライブレコーダーおよびバックモニターを搭載すること。
- ウ 使用する運搬車の日常点検および整備を怠らないこと。

(9) 業務の調査

委託者は、本契約に係る受託者の業務が法令等に基づき、適正に行われているかを確認するため、受託者に対して当該業務に係る報告を求めることができる。

(10) 費用負担

本契約の履行に必要なつぎの事項に係る費用負担は、契約金額に含める。

ア 本契約の履行に必要な機材、人員、道具、部品、消耗品および通信費に係る費用。

(11) 事故

- ア 受託者は、委託者から委託された一般廃棄物および産業廃棄物について、その積込み作業の開始から荷おろし作業の完了まで、法令等に基づき適正に管理する責任を負う。この間に発生した事故については、委託者の責に帰すべき場合を除き、受託者が責任を負うとともに、受託者は誠意を持って発生した事故に対処すること。
- イ 本契約の履行に係る収集運搬時に、故意または過失により発生した事故について、被害の大小 を問わず、速やかにその状況等を委託者に報告すること。
- ウ 事故処理が終了した際は、受託者は委託者にその旨を通知すること。
- エ 事故が発生してから事故処理終了までの過程において、受託者は委託者の求めに応じ、事故の 詳細を書面によって報告しなければならない。
- (12) その他

仕様書に定めのない事項、または状況に変化が生じた場合は、双方協議のうえ、定めることとする。

6 一般廃棄物の収集運搬委託に係る事項

(1) 目的

履行場所から排出される一般廃棄物を収集し、東京二十三区清掃一部事務組合(以下「清掃一組」という。)が管理する区長の指定する処理施設(以下「清掃工場」という。)まで運搬、搬入する。

- (2) 年間予定排出量
 - 一般廃棄物(普通ごみ)

B地域 約 441,716 kg

- (3) 収集回数、収集時間および搬入完了時間
 - ア 履行場所ごとの収集回数は、区立施設一覧表のとおりとする。
 - イ 収集作業開始時間は、午前8時40分からとする。ただし、官庁執務型ではない履行場所については、職員等の始業時間後に収集作業を開始すること。また、清掃工場搬入完了時間は清掃一組が規定する各清掃工場の搬入時間とする。
- (4) 履行場所以外の一般廃棄物の混載

本業務の履行に支障のない範囲において、委託者が指定する履行場所以外の作業場所の一般廃棄物の混載を認める。ただし、その場合は収集した履行場所および作業場所ごとの収集量を明確にす

ること。

(5) 保管および積替えの禁止

受託者は、委託された一般廃棄物の保管および積替えを行ってはならない。

(6) 収集運搬作業時の計量および確認

計量においては、重量単位はkgとし、1 kg未満の端数は四捨五入し、収集量が1 kg未満の場合は 1 kgとする。また、計量した重量その他必要事項を記入した運転日報(資料1別紙3のとおり。以下「運転日報」という。)に、原則、職員等のサインまたは押印を受けること。

(7) 搬入先および搬入計画量の遵守

清掃一組から指示された清掃工場への搬入を遵守するとともに、当該清掃工場への搬入計画量も 遵守すること。また、搬入にあたっては搬入先である清掃工場の施設管理者の指示に従うこと。

(8) 使用する車両

練馬区一般廃棄物収集運搬業の登録車両であること。

(9) 一般廃棄物管理票

受託者は、条例等の定めるところにより、一般廃棄物管理票の提出が必要となった場合は、委託者に速やかにその旨を通知し協議すること。

(10) 完了報告書

受託者は、一般廃棄物を搬入後、速やかに運転日報を委託者にFAX等で委託者に提出すること。

(11) 費用負担

ア 一般廃棄物の廃棄物処理手数料については条例等を遵守すること。

イ 受託者は、本契約の一般廃棄物に係る廃棄物処理手数料を清掃一組の定める指定期限内に支払 うこと。

ウ 収集運搬の単価には一般廃棄物処分手数料を含むものとする。

(12) 契約金額および支払方法

ア 契約金額は一般廃棄物の収集運搬量1kg あたりの単価(税抜)とする。

イ 委託者は、運転日報を受領し履行確認を行うとともに、受託者は、運転日報に記載した収集運搬量を収集運搬終了日の属する月ごとに集計した確定数量により、委託者に請求を行う。

ウ 委託者は、受託者からの請求を受領した日から起算して30日以内に支払う(年12回)。

なお、支払金額は、消費税を含まない単価で計算した金額に消費税相当額(10%)を加算した額とする。ただし、この支払金額に端数が生じた場合は、1円未満の金額を切り捨てる。

(13) 再委託の禁止

受託者は、委託された一般廃棄物の収集運搬業務を他人に委託してはならない。

7 産業廃棄物の収集運搬委託に係る事項

(1) 目的

履行場所から排出される産業廃棄物を収集し、委託者が指定する産業廃棄物中間処理施設まで運搬、搬入する。

(2) 産業廃棄物の種類

「廃棄物連絡票」(資料1別紙4のとおり)のとおり。なお、「廃棄物連絡票」をもって廃棄物デ

ータシートに代える。

(3) 年間予定排出量

産業廃棄物 (廃プラスチックおよびその他の産業廃棄物 (不燃ごみ)) B 地域 約 1,233,976 ℓ

(4) 法令等の遵守

受託者は、本契約の履行にあたり、本仕様書を遵守するほか、「産業廃棄物処理委託特記事項[収集運搬用]」(資料1別紙5のとおり。以下「特記事項」という。)を遵守すること。

- (5) 収集回数、収集時間および搬入完了時間
 - ア 履行場所ごとの収集回数は、区立施設一覧表のとおりとする。
 - イ 収集日が祝日の場合は、双方協議のうえ、当該祝日前後の平日に収集する。
 - ウ 収集作業開始時間は、原則午前8時40分からとする。ただし、官庁執務型ではない履行場所については、職員等の始業時間後に収集作業を開始すること。また、産業廃棄物中間処理施設搬入 完了時間は搬入先が指定する搬入時間とし、委託者が別途指示する。
 - エ 受託者は、ウに規定する産業廃棄物中間処理施設搬入完了時間までに搬入完了できないことが 予想される場合は、速やかに委託者に報告するとともに、委託者の指示を受けること。
- (6) 収集運搬時の注意および履行場所以外の産業廃棄物の混載の禁止
 - ア 産業廃棄物は廃プラスチックとその他の産業廃棄物 (不燃ごみ) の 2 種類を同時に収集運搬すること。
 - イ 本契約に係る産業廃棄物収集運搬車両には、履行場所以外の産業廃棄物を混載してはならない。 ただし、本契約に係る履行場所ではない区立施設であり、かつ、委託者から指示があった場合は この限りではない。
- (7) 保管および積替え

受託者は、委託された産業廃棄物の保管および積替えを行ってはならない。

ただし、受託者と協議のうえ、作業の遅れ等、特段の事情があると認められる場合は、法令等の定める範囲において、委託された産業廃棄物の保管および積替えを認める。

(8) 収集作業時の計量および確認

受託者は産業廃棄物の数量を施設保有の確認票に収集した数量を記入し、サインする。

(9) 搬入先

委託者が指定する産業廃棄物中間処理施設に搬入すること。なお、搬入にあたっては搬入先の施設管理者の指示に従うこと。

- (10) 使用する車両
 - ア 東京都産業廃棄物収集運搬業の登録車両であり、廃プラスチックとその他の産業廃棄物(不燃 ごみ)を分別できる車両であること。
 - イ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)に規定するディーゼル車規制に適合する自動車を使用すること。
- (11) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)

ア マニフェストは原則電子マニフェストを使用し、数量等を確認する。電子マニフェストは公益 財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステム(以下「JWNE T」という。)を利用するものとする。委託者および受託者は、それぞれJWNETに加入し、自ら係る費用の負担を行わなければならない。

イ 受託者は、法令等に定める期間内に産業廃棄物管理票(マニフェスト)を適切に処理すること。

(12) 完了報告書

受託者は、産業廃棄物を委託者が指定した産業廃棄物中間処理施設へ搬入後、速やかに運転日報 および当該中間処理施設から交付される計量伝票(以下「計量伝票」という。)を委託者にFAX等 で提出すること。

(13) 契約金額および支払方法

ア 契約金額は産業廃棄物の収集運搬量10あたりの単価(税抜)とする。

支払金額は、消費税を含まない単価で計算した金額に消費税相当額(10%)を加算した額とする。ただし、この支払金額に端数が生じた場合は、1円未満の金額を切り捨てる。

イ 委託者は、計量伝票を受領し履行確認を行うとともに、受託者は、運転日報および産業廃棄物 管理票(マニフェスト)に記載した収集運搬量を収集運搬終了日の属する月ごとに集計した確定 数量により、委託者に請求を行う。

ウ 委託者は、受託者からの請求を受領した日から起算して30日以内に支払う(年12回)。

(14) 再委託の禁止

受託者は、特記事項第 10 条に規定する再委託を除き、委託された産業廃棄物の収集運搬業務を他 人に委託してはならない。

8 担当

練馬区環境部清掃リサイクル課清掃事業係 宮﨑・小山内

電 話:03-5984-1059 (直通)

FAX : 03-5984-1227